

保護者 各位

## 就学支援金・授業料軽減<家計急変支援>及び奨学給付金等について（ご案内）

初秋の候、皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本校では以下の補助金申請受付を行いますので、詳細は各ホームページをご確認ください。ご不明点等ございましたら、高校事務室までご連絡ください。

愛知高等学校 事務室(Tel.052-721-1521)

	名 称	条 件	申請方法	〆切日	ホームページ
1	<家計急変支援> ・ 就学支援金 ・ 愛知県授業料軽減補助金	急変の事由において、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合	申請希望の方はすみやかに事務室までご連絡ください。	随時	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/kotogakko-syougakukyufukin-keikeiyuhen.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/kotogakko-syougakukyufukin-keikeiyuhen.html</a>
2	愛知県高等学校等奨学給付金	愛知県内に住所があり、 <u>就学支援金の申請をしている</u> 方で、以下の①②のいずれかに該当する世帯 ① 令和6年度の保護者全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯 ② 令和5年1月1日以降に家計急変事由により非課税世帯に相当すると認められる世帯	① に該当する方には、書類を郵送いたします。 ② に該当する方は、9/13までに事務室までご連絡ください。	9月30日 (月)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuuhukin.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuuhukin.html</a>
3	名古屋市奨学金 (高等学校給付型奨学金)	7月1日時点名古屋市内に住所を有し下記に該当する世帯 ・ 令和6年度の保護者全員の市民税所得割額が非課税の世帯もしくは家計急変世帯（失業等により年収見込額が市町村民税所得割額非課税相当になる場合） ・ 学業その他の活動で努力が認められるものである	原則ウェブ申請のみの受付となっておりますが、紙申請ご希望の方は事務室までご連絡ください。	9月13日 (金)	<a href="https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000154510.html">https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000154510.html</a>

◇ 名古屋市はじめ市町村の授業料補助申請については、準備出来次第生徒を通じて配布いたします。

◇ すでに就学支援金等の申請をしている方で、税の更正通知書を受け取った方は、受け取り後15日以内に通知書と課税証明書をご提出ください。